

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

東広島市は、昭和49年の市制施行以来、賀茂学園都市建設・広島中央テクノポリス建設の2大プロジェクトを推進し、都市基盤の整備、各種企業の立地や学術・技術・研究機能の集積などに伴って大きく発展してきた。その結果、地方圏において人口増加が継続している数少ない自治体となったが、近年その割合は鈍化しており、長期的な視点に立つと、減少に転じることが見込まれている。また、全国的な少子高齢化の進展も相まって、市内中心部においては人口が増加しているものの、周辺部においては過疎化が進展しているという二極化の様相を呈している。

産業面では、東広島市の総生産額の産業別構成比を広島県と比較した場合、製造業を中心とする第二次産業の割合が県の約1.6倍と非常に高くなっている。このことから、東広島市は、工業のウエイトが相対的に高い工業都市であると言える。さらに、東広島市の業種別製造品出荷額の割合を見ると、電子部品・デバイス・電子回路製造業、輸送用機械器具製造業2業種の出荷額が全体の約5割を占めており、電気・電子機器関連産業と自動車関連産業を基幹とする産業構造となっている。

その製造業の多くは、中小企業であるが、現在は人手不足に直面しており、人材の確保や労働生産性の向上をはかることが大きな課題となっている。

そのため、市内の中小企業に対して、雇用の確保やものづくりに関する支援を講じてきたが、加えて、設備投資の促進や経営基盤の強化を図る支援を行うことで、生産性の抜本的な向上をはかることが重要である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、東広島市内の中小企業者の労働生産性の向上や経営基盤強化を図り、東広島市の地域経済のさらなる活性化を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に100件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

中小企業等経営強化法第52条第4項の規定に基づき、先端設備等導入計画の認定を受けた事業者の労働生産性（中小企業等の経営の強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

東広島市の中小企業者は、事業分野が多岐に渡っており、幅広く支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備等（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。）については、雇用に結びつく等の経済波及効果が少ないことから、市内に所在する事業所等（雇用者が常駐するものに限る。）の敷地内に設置するものに限る。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（1）対象地域

東広島市内において、幅広く中小企業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、東広島市内全域とする。

（2）対象業種・事業

東広島市内の中小企業者による幅広い生産性向上の取組を推進するため、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、事業については、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てを対象とする。

4 計画期間

（1）導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月18日から令和7年3月31日までとする。

なお、計画期間は原則として2年間であるところ、市全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

（2）先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

（1）人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

（2）公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。